



ヤンマーグループの役員・従業員・OBのみなさま

別冊

保険の概要、 重要事項のご説明

本冊パンフレット「ヤンマー団体保険<マイチョイス>」およびこの「保険の概要、重要事項のご説明」は、保険期間終了まで必ず一緒に保管ください。

団体(契約者) ヤンマー株式会社

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

取扱代理店 セイレイ興産株式会社 ヤンマー保険事業部

保険の概要 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

2～9ページ記載の「保険の概要」は、旧トータル医療プラン(C1～C4・D1～D4・E1～E4・F1～F4セット)と短期給付補償プラン(D+Sセット)、親孝行プラン(2K・3Kセット)、新医療プラン(A・B・C5・C6・D5・D6・E5・E6セット)の病気部分が対象となっております。

※印を付した用語については、6～7ページ記載の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(Dセットと旧トータル医療プランの場合) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がわからないときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がわからないときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ●8ページ記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●8ページ記載の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合	後遺障害*の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 (注1)政府労災保険に準じた等級ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(Dセットと旧トータル医療プランの場合) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がわからないときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がわからないときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ●8ページ記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●8ページ記載の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注)入院期間中に手術*を受けた場合	[傷害入院保険金日額]×[傷害入院の日数]をお支払いします。 (注1)傷害入院の日数には以下の日数を含まません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(Dセットと旧トータル医療プランの場合) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がわからないときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がわからないときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ●8ページ記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●8ページ記載の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の算式によって算出した額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合…[傷害入院保険金日額]×10 ②①以外の手術の場合…[傷害入院保険金日額]×5 (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(Dセットと旧トータル医療プランの場合) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がわからないときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がわからないときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ●8ページ記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●8ページ記載の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約 (C2・C4・D2・D4・E2・E4・F2・F4セットが対象)	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとなります。	[傷害通院保険金日額]×[傷害通院の日数]をお支払いします。 (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含まません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(Dセットと旧トータル医療プランの場合) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がわからないときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がわからないときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ●8ページ記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●8ページ記載の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
傷害長期入院保険金 ★傷害長期入院保険金補償特約 (C3・C4・D3・D4・E3・E4・F3・F4セットが対象)	「傷害入院」の状態が90日以上となった場合	1回の事故に基づく傷害入院の日数*が、事故の発生の日からその日を含めて90日の整数倍となるごとに、傷害長期入院保険金額の全額をお支払いします。 (*)傷害入院保険金の支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の日は含まれません。	●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(Dセットと旧トータル医療プランの場合) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がわからないときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がわからないときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ●8ページ記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●8ページ記載の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など

※印を付した用語については、6～7ページ記載の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット</p> <p>5ページ (☆)参照</p>	<p>保険期間の開始後^(*)に発病[*]した病気[*]のため、保険期間中に入院[*]された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>[疾病入院保険金日額]×[疾病入院の日数]をお支払いします。 (注1)疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間[*](1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院[*]について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数[*](180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気[*]を発病[*]された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気[*] ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気[*] ●精神障害^(*)およびそれによる病気[*] ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)^(*) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^(*) ●妊娠または出産(「療養の給付」等^(*))の対象となるべき期間については、保険金をお支払いしません。 ●原因がいかなるときでも、顎(けい)部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見[*]のないもの ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気^(*)(加入者証等に記載されます。)</p> <p>など</p>
<p>疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット</p> <p>5ページ (☆)参照</p>	<p>① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気[*]の治療[*]のために疾病入院保険金の支払対象期間[*](1,095日)中に手術[*]を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後^(*)に発病[*]した病気[*]の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>1回の手術[*]について、次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院[*]中に受けた手術の場合…[疾病入院保険金日額]×20 ② ①以外の手術の場合…[疾病入院保険金日額]×5 (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。</p>	<p>(注)保険期間の開始時^(*)より前に発病[*]した病気^(*)については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入セットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院[*]を開始された日^(*)からご加入の継続する期間を過ぎた1年以上経過しているときは、保険金をお支払いします。 (*)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。) <お支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存など</p>
<p>放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット</p> <p>5ページ (☆)参照</p>	<p>① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気[*]の治療[*]のために疾病入院保険金の支払対象期間[*](1,095日)中に放射線治療[*]を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後^(*)に発病[*]した病気[*]の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>1回の放射線治療[*]について、[疾病入院保険金日額]×10をお支払いします。 (注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。</p>	<p>(*)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。) <お支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存など</p>
<p>疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット</p> <p>5ページ (☆)参照</p> <p>(C2・C4・C6・D2・D4・D6・E2・E4・E6・F2・F4セットが対象)</p>	<p>疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気[*]の治療[*]のため、通院[*]された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)</p>	<p>[疾病通院保険金日額]×[疾病通院の日数]をお支払いします。 (注1)疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して支払対象期間[*](180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院[*]について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数[*](30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3)疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気[*]を発病[*]した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4)疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気[*]を含みます。))によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。</p>	<p>(*)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。) <お支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存など</p> <p>(*)これにより生じた保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*)公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*)その病気と医学上因果関係がある病気[*]を含みます。 (*)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。</p>

保険の概要 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

*印を付した用語については、6～7ページ記載の「*印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ*印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病長期入院保険金 ★疾病長期入院 保険金補償特約 ☆特定精神障害補償 特約セット 5ページ (☆)参照 (C3・C4・D3・D4・ E3・E4・F3・F4 セットが対象)	「疾病入院」の状態が90日以上となった場合	1回の疾病入院*における疾病入院の日数*が、疾病入院を開始した日からその日を含めて90日の整数倍となることに、疾病長期入院保険金額の全額をお支払いします。 (*) 疾病入院保険金の支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日は含みません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(*5)の「病気を補償する加入セット」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
先進医療費用保険金 ★先進医療費用 保険金補償特約 ☆特定精神障害補償 特約セット	ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療*(*)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入セットに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気*(*)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気*(*)を発病した時が、そのケガまたは病気*によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1)「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、お支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (*2) 先進医療の原因となった病気*と医学上因果関係がある病気*を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用(基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費 ^(*) を除きます。) イ. 先進医療を受けるための保険医療機関との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (*)これに相当する家族療養費を含みます。 (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあり、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注) 保険期間の開始時 ^(*) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入セットに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気*による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4) その病気*と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) 先進医療に伴う費用を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
介護保険金 親介護 ★介護保険金補償 (一時金支払型) 特約 ☆要介護2補償特約 (介護保険金補償 一時金支払型) 特約用(3Kセットは 対象となりません)	特約被保険者 ^(*) が要介護状態 ^(*) となって、その要介護状態が支払対象期間開始日*からフランチイズ期間 ^(*) (30日)を超えて継続した場合 (注) 要介護状態のうち要介護状態Bに該当した場合は、要介護状態Bがフランチイズ期間を超えて継続するまでに公的介護保険制度*に基づく要介護2以下(3Kセットの場合、2Kセットの場合は要介護1以下)または要支援の認定の効力が生じた場合を除きます。 (*1) 「特約被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、本人(普通保険約款の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。)(の血族の親のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (*2) この特約において、「要介護状態」とは、次のいずれか(要介護状態Aまたは要介護状態B)に該当する状態をいいます。 (1) 公的介護保険制度に基づく要介護の認定を受けた状態(3Kセットは要介護3以上、2Kセットは要介護2以上の認定)(要介護状態A) (2) 次の①および②のいずれにも該当する状態(要介護状態B)。ただし、特約被保険者が公的介護保険制度の被保険者である場合に、正当な理由がなく要介護認定等の申請を行っていないときは要介護状態Bとしての取扱いはいりません。 ① 次のいずれかの行為の際に<別表1>に規定する状態であること ア. 歩行 イ. 寝返り ウ. 立ち上がり エ. 入浴 オ. 排せつおよび食事 ② 次のいずれかの状態にあるため、他人の介護が必要であること ア. 排せつまたは食事の際に<別表2>に規定する状態 イ. 認知症*により<別表3>に規定する問題行動が2項目以上見られる状態	介護保険金額の全額をお支払いします。なお、介護保険金をお支払いした場合は、要介護状態となった時に遡及してこの特約は終了します。	● 保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による要介護状態 ● 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師*がこれらのものをを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● 先天性異常による要介護状態 ● 戦争、その他の変乱* 暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ● 原因がいかなる場合でも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの など (注) 保険期間の開始時 ^(*) より前に要介護状態の原因となった事由 ^(*) が生じた場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 ^(*) が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護保険金をお支払いします。 (*1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2) 要介護状態の原因となった事由が病気*である場合は、その病気*と医学上因果関係がある病気*を含みます。

*印を付した用語については、6～7ページ記載の「*印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ*印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病後遺障害保険金 ★疾病後遺障害補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット (下記の(☆)参照)	「疾病入院」 ^(*) に該当し、その病気 ^(*) のため、疾病後遺障害 ^(*) に該当した場合 (※)疾病入院が終了した後、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気 ^(*))を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合は、疾病入院が終了した日から再度疾病入院に該当した日までの経過期間にかかわらず、前の疾病入院と後の疾病入院を「同一の疾病入院」として取り扱います。	疾病後遺障害 ^(*) の程度に応じて、疾病後遺障害保険金額の100～50%をお支払いします。 (注1) 疾病後遺障害の程度は、「疾病入院」を開始された日からその日を含めて2年(以下、「疾病後遺障害認定期限」といいます。)以内の医師 ^(*) の診断に基づき認定します。 (注2) 疾病後遺障害認定期限までに疾病後遺障害の程度が固定しない場合は、引受保険会社は、疾病後遺障害認定期限が満了した日の翌日における医師の診断に基づき、疾病後遺障害の程度を認定します。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注) 保険期間の開始時 ^(*) より前に発病 ^(*) した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 ^(*) を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気 ^(*) を含みます。 (※5) この特約をセットしたご契約に継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」のほか、次の場合も保険金をお支払いしません。 ● 保険期間の開始時 ^(*) に特約記載の後遺障害 ^(*) に該当していた場合で、疾病後遺障害 ^(*) が既存の後遺障害と同一の機能障害区分であったとき。 ● 保険期間の開始時 ^(*) に病気 ^(*) を原因として疾病後遺障害に該当していた場合で、同一の病気 ^(*) を原因とする疾病後遺障害(※4)その病気と医学上因果関係がある病気 ^(*) を含みます。 (※5) この特約をセットしたご契約に継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※7) 原因がケガ ^(*) であるか病気であるかを問いません。
葬祭費用保険金 ★葬祭費用補償特約 ☆疾病のみ補償特約(葬祭費用補償特約用)セット (C1～C6・D1～D6・E1～E6・F1～F4セットが対象)	補償対象者 ^(*) が次の①または②のいずれかに該当され、補償対象者の親族 ^(*) が葬祭費用を負担した場合 ① 保険期間の開始時以降 ^(*) に発病 ^(*) した病気 ^(*) のため、このご契約の保険期間中に死亡された場合 ② このご契約の保険期間が終了した後であっても、疾病入院保険金が支払われるべき場合で、その原因となった病気 ^(*) のため、疾病入院保険金の支払対象期間 ^(*) が満了するまでの間 ^(*) に死亡された場合。ただし、葬祭費用を補償するご契約が継続されなかった場合 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 葬祭費用を補償する加入セットに継続加入の場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気 ^(*) を発病した時がこの保険期間の保険期間の開始日より前であるときは、葬祭費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気 ^(*) を発病した時が、その病気によって補償対象者が死亡した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※1) 「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 (※2) 葬祭費用を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。 (※3) その病気と医学上因果関係がある病気 ^(*) を含みます。 (※4) 365日を限度とします。	補償対象者の親族 ^(*) が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、葬祭費用保険金額を限度として保険金をお支払いします。 (注) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 ^(*) ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 ^(*) ● 精神障害 ^(*) およびそれによる病気 ^(*) ● 戦争、その他の変乱 ^(*) 、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ^(*) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^(*) ● 健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(加入者証等に記載されます。)により入院された場合 など (注) 保険期間の開始時 ^(*) より前に発病 ^(*) した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気 ^(*) を発病した時が、その病気により補償対象者が死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、葬祭費用保険金をお支払いします。 (※1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」ICD-10(2003年版)準拠によりります。 <お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、総合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など (※2) これにより生じた保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気 ^(*) を含みます。

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、放射線治療保険金、疾病通院保険金)、疾病長期入院保険金、疾病後遺障害保険金
 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
 病気^(*)を補償する加入セット^(*)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(*)の原因となった病気^(*)を発病^(*)した時がこの保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
 ① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額
 ただし、病気^(*)を発病した時が、その病気による入院^(*)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
 (※1) 疾病長期入院保険金、疾病後遺障害保険金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
 (※2) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
 (※3) 疾病入院^(*)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気^(*)を含みます。
 ● すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱^(*)、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
 ● C3・C4・D3・D4・E3・E4・F3・F4セットには成人病2倍支払特約がセットされているため、被保険者の病気^(*)が特約記載の成人病(ガン(悪性新生物)^(*)、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうち、特約記載の病気^(*)をいいます。)であるとき、その治療^(*)を目的とする入院^(*)および通院^(*)の期間ならびに手術^(*)および放射線治療^(*)に対して、疾病保険金、疾病後遺障害保険金、疾病長期入院保険金を2倍にしてお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。
 ● C3・C4・D3・D4・E3・E4・F3・F4セットには保険金の請求に関する特約がセットされているため、被保険者が医師^(*)から傷病名(成人病に限りません。)の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。(注) 被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。
 ● C1～C6・D1～D6・E1～E6・F1～F4セットには疾病のみ補償特約(葬祭費用補償特約用)がセットされているため、補償対象者が病気^(*)のため死亡した場合に限り、葬祭費用保険金をお支払いします。

保険の概要 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

※印を付した用語については、6～7ページ記載の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ★所得補償 (MS&AD型) 特約 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約用)セット	保険期間中に、ケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能*となり、その状態が所得補償保険金の免責期間*(7日)を超えて継続した場合 (注1)【再度就業不能となった場合の取扱い】 所得補償保険金の免責期間を 超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガまたは病気によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業不能を補償するセットに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生時または病気*を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時が就業不能となつた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (*)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。	$[\text{所得補償保険金額}] \times [\text{就業不能期間}^* \text{の月数}]$ をお支払いします。 (注1) 所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額*を超えている場合には、平均月間所得額を所得補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2) 就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 (注3) 原因または時を異にして発生したケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気* ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガや病気 ● 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気 ● 自動車等*の無資格運転または酒気帯び運転*中のケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気 ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性*によるケガや病気 ● 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ● 健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気*⁽¹⁾(加入者証等に記載されます。) ● 精神障害⁽²⁾を被り、これを原因として生じた就業不能 ● 妊娠または出産による就業不能 ● 骨髄採取手術*による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約用)をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 (注) ご加入をお引受けした場合でも、保険期間の開始時 ⁽³⁾ より前に発病*した病気* ⁽¹⁾ または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。ただし、就業不能を補償する加入セットに継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 (*1) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*2) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。 <お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、気分障害、人格障害、知的障害 など (*3) 就業不能を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

※印の用語のご説明

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者^(*)が医師の場合は、被保険者^(*)以外の医師をいいます。
 (*) 葬祭費用補償特約の場合は補償対象者、介護保険金補償(一時金支払型)特約の場合は保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方とします。
- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「ガン(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
 (*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。
 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。ただし、長管骨を含めギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。

- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないものを除きます。
 - 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
 - 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
 - 「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
 - 「疾病後遺障害」とは、病氣*を直接の原因とする9ページ記載の<別表4>に規定する後遺障害の状態をいいます。
 - 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
 - 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、傷害入院保険金、傷害通院保険金、疾病入院保険金および疾病通院保険金の支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。
 - 「支払対象期間」とは、傷害入院保険金、傷害通院保険金、疾病入院保険金および疾病通院保険金の支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、「傷害入院」または「疾病入院」が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。
 - 「支払対象期間開始日」とは、次のいずれかの日をいいます。
 - ・ 要介護状態Aの場合は、公的介護保険制度*に基づく要介護の認定の効力が発生した日(3Kセットは要介護3以上、2Kセットは要介護2以上の認定)
 - ・ 要介護状態Bの場合は、その状態であることを医師*が診断した日
 - 「就業不能」とは、ケガ*または病氣*を被り、入院*していることまたは治療*を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病氣*によって死亡された後、あるいはケガまたは病氣*が治癒した後は就業不能とはいいません。
 - 「就業不能期間」とは、てん補期間*内における被保険者の就業不能*の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。
 - 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
 - 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療*に該当する診療行為(*2)
- (*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- (*2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
 - 「所得補償保険金の免責期間」とは、就業不能*開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証等記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
 - 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
 - 「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
 - 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象をいいます。
 - 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
 - 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
 - 「てん補期間」とは、所得補償保険金の免責期間*終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいい、この期間内で就業不能*である期間が保険金支払いの対象となります。ただし、保険金額を個別に設定した複数のてん補期間を設けた契約の2番目以降のてん補期間については、その直前のてん補期間の終了日の翌日から起算するものとします。
 - 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
 - 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
 - 「認知症」とは、正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。
 - 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
 - 「発病」とは、医師*の診断*による発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。
- (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病氣」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病氣*によって被ったケガについては、病氣*として取り扱います。
 - 「フランチイズ期間」とは、所定の要介護状態が一定期間を超えて継続した場合に保険金をお支払いしますが、その一定期間のことをいいます。
 - 「平均月間所得額」とは、所得補償保険金の免責期間*が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
 - 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
- (注)①の診療行為は、放射線の照射を行うものについては、その総量が50グレイ以上となる場合に限り、また、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

保険の概要 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

<別表 1 >

歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまっても平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。
立ち上がり	ベッド柵、手すり、壁、人の手等につかまってもいすやベッド、車いす等で膝がほぼ90度に屈曲して座っている状態から立ち上がることができない。
入浴	介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身 ^(*) ができない。 (*) スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいいます。
排せつおよび食事	自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末 ^(*) も全くなることができない状態であり、かつ自分では食事を全く摂取することができない。 (*) 身体のごれた部分を拭く行為およびトイレ内でのごれた部分を拭く行為をいいます。

<別表 2 >

排せつ	自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末 ^(*) をすることができない。ただし、自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合でも、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含みます。 (*) 身体のごれた部分を拭く行為およびトイレ内でのごれた部分を拭く行為をいいます。
食事	自分では食事を摂取することができない ^(*) 。 (*) 小さく切る、ほぐす、皮をむくおよび魚の骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。

<別表 3 >

(1) ひどい物忘れがある。	(12) 目的もなく動き回ることがある。
(2) まわりのことに関心を示さないことがある。	(13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」と言い落ち着きがないことがある。
(3) 物を盗られたなどと被害的になることがある。	(14) 外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなることがある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。	(15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。
(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。	(16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることもある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。	(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。	(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。	(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。
(9) しつこく同じ話をしたり、口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。	(20) 食べられないものを口に入れることがある。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。	(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。	

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業

補償対象外となる運動等

山岳登山^(*)1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(*)2)操縦^(*)3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(*)4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(*)1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。

(*)2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(*)3) 職務として操縦する場合を除きます。

(*)4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

補償対象外となる職業

オートデスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

<別表4> (注1)

機能障害区分	後遺障害の状態	支払割合
1. 視覚障害	(1)両眼の視力 ^(注2) の和が0.01以下になった場合	100%
	(2)両眼の視力 ^(注2) の和が0.02以上0.04以下になった場合	70%
	(3)両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上になった場合	
	(4)両眼の視力 ^(注2) の和が0.05以上0.08以下になった場合	50%
	(5)両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上になった場合	
2. 聴覚障害	(1)両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上(両耳全ろう)になった場合	70%
	(2)両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上(耳介に接しなければ大声語を理解し得ない)になった場合	50%
3. 平衡機能障害	(1)平衡機能に極めて著しい障害 ^(注3) を残す場合	50%
4. 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	(1)音声機能または言語機能を喪失 ^(注4) した場合	50%
	(2)そしゃく機能を喪失 ^(注5) した場合	
5. 上肢(腕および手)の機能障害	(1)両上肢の機能を全廃した場合	100%
	(2)両上肢を手関節以上で欠いた場合	
	(3)両上肢の機能に著しい障害を残す場合	
	(4)両上肢の全ての指を欠いた場合	70%
	(5)一上肢を上腕の2分の1以上で欠いた場合	
	(6)一上肢の機能を全廃 ^(注6) した場合	
	(7)両上肢のおや指及びびとさし指を欠いた場合	
	(8)両上肢のおや指及びびとさし指の機能を全廃した場合	50%
	(9)一上肢の機能に著しい障害 ^(注7) を残す場合	
	(10)一上肢のすべての指を欠いた場合	
	(11)一上肢のすべての指の機能を全廃 ^(注8) した場合	
6. 下肢(脚および足)の機能障害	(1)両下肢の機能を全廃した場合	100%
	(2)両下肢を大腿の2分の1以上で欠いた場合	70%
	(3)両下肢の機能に著しい障害を残す場合	
	(4)両下肢を下腿の2分の1以上で欠いた場合	50%
	(5)両下肢をショパール関節以上で欠いた場合	
	(6)一下肢を大腿の2分の1以上で欠いた場合	
	(7)一下肢の機能を全廃 ^(注9) した場合	
7. 体幹 ^(注10) の機能障害	(1)体幹の機能障害により座っていることができない ^(注11) 場合	100%
	(2)体幹の機能障害により座位または起立位を保つことが困難 ^(注12) な場合	70%
	(3)体幹の機能障害により立ち上がることが困難 ^(注13) な場合	50%
	(4)体幹の機能障害により歩行が困難 ^(注14) な場合	
8. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能)	(1)不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能な場合	100%
	(2)不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限される場合	70%
	(3)不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限される場合	50%
9. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能)	(1)不随意運動・失調等により歩行が不可能な場合	100%
	(2)不随意運動・失調等により歩行が極度に制限される場合	70%
	(3)不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活動作に制限される場合	50%
10. 心臓の機能障害	(1)心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される場合	100%
	(2)心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される場合	50%
11. 腎臓の機能障害	(1)腎臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される場合	100%
	(2)腎臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される場合	50%
12. 呼吸器の機能障害	(1)呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される場合	100%
	(2)呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される場合	50%
13. 膀胱または直腸の機能障害	(1)膀胱または直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される場合	100%
	(2)膀胱または直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される場合	50%
14. 小腸の機能障害	(1)小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される場合	100%
	(2)小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される場合	50%

(注1)身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に基づいています。

(注2)万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のあるものについては、矯正視力について測ったものをいいます。

(注3)四肢体幹に器質的異常がなく、他覚的に平衡機能障害を認め、閉眼にて起立不能、または開眼で直線を歩行中10m以内に転倒もしくは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいいます。

(注4)音声を全く発することができないが、発音しても言語機能を喪失したものをいいます。

(注5)そしゃく、嚥下に関する神経、筋疾患によるソルデ栄養以外に方法のないそしゃく嚥下障害をいいます。

(注6)肩関節、肘関節、手関節、手指のすべての機能を全廃したものをいいます。

(注7)握る、掴む、なでる(手、指先の機能)、物を持ち上げる、運ぶ、投げる、押す、ひっぱる(腕の機能)等の機能の著しい障害をいいます。

(注8)字を書いたり、箸を持つことができないことをいいます。

(注9)下肢の運動性と支持性をほとんど失ったものをいい、具体的には下肢全体の筋力の低下のため患肢で立位を保持できない、または大腿骨または脛骨の骨幹部偽関節のため患肢で立位できないものをいいます。

(注10)頸(けい)部、胸部、腹部または腰部を含み、その機能にはこれら各部の運動以外に体位の保持も含みます。

(注11)腰掛け、正座、横座りまたはあぐらのいずれもできないことをいいます。

(注12)10分以上にわたり座位または起立位を保っていることができないことをいいます。

(注13)臥位または座位により起立することが自力のみでは不可能で、他人、柱、杖または器物の介護により初めて可能になることをいいます。

(注14)100m以上の歩行不能のものまたは片脚による起立位保持が全く不可能なことをいいます。

保険の概要 団体総合生活補償保険（標準型）

10～11ページ記載の「保険の概要」は、ケガのみの補償プラン(2A・1Jセット)と自転車プラン(1J+OPセット)、新医療プラン(A・B・C5・C6・D5・D6・E5・E6セット)のケガ部分対象となっております。

※印を付した用語については、11ページ記載の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害 保 険 金	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社から保険金を支払うべきケガの治療*によるものではない場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(1Jセットの場合) ●核燃料物質等の放射性・爆発性*によるケガ ●原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくなるまで、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ●11ページ記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合	後遺障害*の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(1Jセットの場合) ●核燃料物質等の放射性・爆発性*によるケガ ●原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくなるまで、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ●11ページ記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
	傷害入院保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注)入院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。	[傷害入院保険金日額]×[傷害入院の日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●交通乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など
	傷害手術保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術*の場合… [傷害入院保険金日額]×10 ②①以外の手術の場合… [傷害入院保険金日額]×5 (注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	●交通乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など
傷害通院保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。	[傷害通院保険金日額]×[傷害通院の日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	●11ページ記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ	
個人賠償責任保険金 ★個人賠償責任 危険補償特約 保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①本人の居住の用に供される住宅*の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (*)敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者法定監督義務者監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とし、同居の親族とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用*等をお支払いします。 (*)引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1)法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお受け受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性*による損害 など	

- 2A・A・B・C5・C6・D5・D6・E5・E6セットには天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*の場合も、傷害保険金をお支払いします。
- 1Jセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、次に掲げる事故等によるケガ*に限り、傷害保険金をお支払いします。
 - ①運行中の交通乗用具*との衝突、接触等の交通事故*
 - ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故*
 - ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は対象になりません。)
 - ④乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
 - ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故*(ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りませぬ。)
 - ⑥交通乗用具の火災
 (*) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行*⁽¹⁾または試運転*⁽²⁾をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
 - (*1) いずれもそのための練習を含みます。
 - (*2) 交通事故危険のみ補償特約の場合は訓練(自動車等*の運転資格を取得するための訓練を除きます。)を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状*^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
 (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を装着した場合に限りませぬ。
 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りませぬ。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であって、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないものを除きます。
- 「交通乗用具」とは、電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、エレベーター等、交通事故危険のみ補償特約に定められたものをいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為*^(*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ② 先進医療*に該当する診療行為*^(*)
 - (*1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (*2) ②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りませぬ。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りませぬ。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

補償対象外となる運動等

山岳登山*^(*)、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機*^(*)操縦*^(*)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機*^(*)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 その他これらに類する危険な運動
 (*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。
 (*2) グライダーおよび飛行船を除きます。
 (*3) 職務として操縦する場合を除きます。
 (*4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等)をいいます。を除きます。

保険の概要 団体長期障害所得補償保険

12～13ページ記載の「保険の概要」は、長期給与補償プラン(GLセット)が対象となっております。

※印を付した用語については、13ページ記載の「*印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ*印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金	<p>保険期間中に、ケガ*または病気*(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害*となり、その状態が免責期間*(90日)を超えて継続した場合</p>	<p>てん補期間*中の就業障害*である期間1か月につき、次の式によって算出した額をお支払いします。 $[\text{支払基礎所得額*}] \times [\text{所得喪失率*}] \times [\text{約定給付率*(100\%)}]$ (注1)お支払いする額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月につき、最高保険金支払月額(200,000円)を限度とします。 (注2)支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が、被保険者の平均月間所得額*を超えている場合には、平均月間所得額を約定給付率で除した額を支払基礎所得額として計算します。 (注3)てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による身体障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による身体障害 ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用による身体障害 ●自動車等*の無資格運転または酒気帯り運転*中のケガ* ●戦争、その他の変乱*、暴動による身体障害(テロ行為による身体障害は条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による身体障害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による身体障害 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他見所見*のないもの ●発熱等の他覚的症候群のない感染 ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気*(*) (加入者証等に記載されます。) などによる就業障害* ●精神障害*(*)を被り、これを原因として生じた就業障害 (注)ご加入をお引受した場合でも、保険期間の開始時*(*)より前に発生した事故によるケガまたは発病*した病気*(*)については、事前に保険契約者と協定した内容により、保険金をお支払いしません。ただし、保険契約者と協定した内容に、①、②の場合に保険金を支払う旨の定めがある場合、保険金をお支払いすることがあります。 ①新規加入の場合、保険期間の開始時から遡及して1年以内に、就業障害の原因となった身体障害につき、医師の治療*(*)を受けていなかったとき ②継続加入の場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生時が就業障害となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるとき 詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。 (*1)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*2)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 ただし、精神障害補償特約をセットした場合は、分類コードF04からF09、F20からF51、F53からF54、F59からF63、F68からF69およびF99に規定されたものはお支払い対象となります。 <お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、知的障害 など (*3)就業障害を補償するご契約に継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*4)診察、検査、投薬を含みます。</p>

◎精神障害補償特約をセットしておりますので、所定の範囲*(*)の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害*についても保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、てん補期間*にかかわらず、免責期間*終了日の翌日から起算して24か月を限度とします。

(*)お支払対象となる「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF04からF09、F20からF51、F53からF54、F59からF63、F68からF69、F99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。

<お支払対象となる精神障害の例>

統合失調症、躁病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害 など

◎妊娠に伴う身体障害補償特約をセットしておりますので、妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害により就業障害*となり、その状態が免責期間*を超えて継続した場合についても、保険金をお支払いします。

☆【再度就業障害*となった場合の取扱い】

免責期間*を超える就業障害の終了後、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業障害の原因となったケガ*または病気*によって再度就業障害になった場合には、前の就業障害と後の就業障害を合わせて「同一の就業障害」として取り扱います。

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

就業障害*を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ*の原因となった事故発生の時または病気*(*)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

(*)就業障害の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「頸(のう)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払基礎所得額」は、ご加入者ごとに平均月間所得額^{*}の40%以内の一定額で設定していただきます。
- 「就業障害」とは、就業に支障が生じている次の状態をいいます。

免責期間中	被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。
てん補期間開始後	身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率 [*] が20%超であること。

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
- 「所得喪失率」とは、次の算式により算出します。

$$\left[1 - \frac{\text{免責期間}^* \text{終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}^{(*)}}{\text{免責期間}^* \text{開始する直前の、左記期間に対応する各月における所得の額}} \right]$$
 (*)「回復所得額」とは、被保険者が免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「てん補期間」とは、事前に保険契約者と協定した期間(60才に達した日の属する月末まで。ただし、免責期間の終了日の翌日から起算したてん補期間満了日までの期間が、3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。)をいい、免責期間^{*}終了日の翌日から起算します。この期間内で就業障害^{*}である期間が保険金支払いの対象となります。
- 「発病」とは、医師^{*}の診断^(*)による発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。
 (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ^{*}以外の身体の障害をいいます。
- 「平均月間所得額」とは、就業障害^{*}が開始した日の属する月の直前12か月間の被保険者の所得の平均月間額をいいます。
- 「免責期間」とは、就業障害^{*}開始から起算して、継続して就業障害であるあらかじめ保険契約者と協定した期間をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。
- 「約定給付率」とは、あらかじめ保険契約者と協定した給付の割合をいいます。

保険の概要 ゴルファー保険

14～15ページ記載の「保険の概要」は、ゴルファー保険（6A・7Aセット）が対象となっております。
 (ご注意) 14ページ～15ページ記載の2.～4.の補償は()内の特約のセットが必要です。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合												
1 賠償責任補償	<p>損害賠償責任を負ったとき 日本国内外におけるゴルフの練習、競技または指導中の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を損壊して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">①損害賠償金</td> <td>法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)</td> </tr> <tr> <td>②損害防止費用</td> <td>事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</td> </tr> <tr> <td>③権利保全行使費用</td> <td>発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用</td> </tr> <tr> <td>④緊急措置費用</td> <td>事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用</td> </tr> <tr> <td>⑤協力費用</td> <td>引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用</td> </tr> <tr> <td>⑥争訟費用</td> <td>損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用</td> </tr> </table> <p>※1 上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。なお、②損害防止費用および④緊急措置費用を除き、事前に引受保険会社の同意が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。</p> <p>※2 上記⑤協力費用、⑥争訟費用の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥争訟費用については①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には次の金額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$ </div> <p>※3 被保険者が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払った見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。</p>	①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)	②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用	③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用	④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用	⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用	⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ● 戦争、暴動、天災(地震、噴火、洪水、津波など)等に起因する損害賠償責任 ● 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ● 被保険者が他人から借りたり預かったりしている財物が損害を受けたことにより、被保険者が貸主にに対して負担する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)														
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用														
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用														
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用														
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用														
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用														
2 傷害補償(ゴルファー傷害補償特約)	<p>ご自身がケガをしたとき 日本国内外におけるゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをされた場合に保険金をお支払いします。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">死亡保険金</td> <td>事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害保険金額の全額(注)をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、傷害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額となります。</td> </tr> <tr> <td>後遺障害保険金</td> <td>事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、後遺障害の程度に応じて傷害保険金額の100%～4%(注)をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、傷害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする保険金は、傷害保険金額が限度となります。</td> </tr> <tr> <td>入院保険金</td> <td>事故によるケガの治療のため、入院された場合、傷害保険金額の1.5/1,000×入院日数^(注)をお支払いします。 (注)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限りま。</td> </tr> <tr> <td>通院保険金</td> <td>事故によるケガの治療のため、通院された場合、傷害保険金額の1/1,000×通院日数^(注1)をお支払いします。^(注2) (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限りま。また、90日がお支払いの限度となります。 (注2)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位^(*)を固定するために、その被保険者以外の医師の指示によりギブス等^(**)を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 (*1)ケガを被った所定の部位とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等の固定具を装着した場合に限りま。 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限りま。 (*2)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。</td> </tr> </table> <p>※1 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>※2 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、保険金をお支払いする日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージ等の医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。</p>	死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害保険金額の全額(注)をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、傷害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額となります。	後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、後遺障害の程度に応じて傷害保険金額の100%～4%(注)をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、傷害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする保険金は、傷害保険金額が限度となります。	入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院された場合、傷害保険金額の1.5/1,000×入院日数 ^(注) をお支払いします。 (注)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限りま。	通院保険金	事故によるケガの治療のため、通院された場合、傷害保険金額の1/1,000×通院日数 ^(注1) をお支払いします。 ^(注2) (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限りま。また、90日がお支払いの限度となります。 (注2)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位 ^(*) を固定するために、その被保険者以外の医師の指示によりギブス等 ^(**) を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 (*1)ケガを被った所定の部位とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等の固定具を装着した場合に限りま。 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限りま。 (*2)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ● 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 戦争、暴動、地震、噴火、津波、核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ● 頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの ● 被保険者の入浴中の溺水^(注1)。ただし、入浴中の溺水^(注1)が、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には保険金をお支払いします。 ● 誤嚥(えん)^(注2)によって生じた肺炎 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注1)水を吸引したことによる窒息をいいます。 (注2)食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入います。</p>				
死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害保険金額の全額(注)をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、傷害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額となります。														
後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、後遺障害の程度に応じて傷害保険金額の100%～4%(注)をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、傷害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする保険金は、傷害保険金額が限度となります。														
入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院された場合、傷害保険金額の1.5/1,000×入院日数 ^(注) をお支払いします。 (注)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限りま。														
通院保険金	事故によるケガの治療のため、通院された場合、傷害保険金額の1/1,000×通院日数 ^(注1) をお支払いします。 ^(注2) (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限りま。また、90日がお支払いの限度となります。 (注2)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位 ^(*) を固定するために、その被保険者以外の医師の指示によりギブス等 ^(**) を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 (*1)ケガを被った所定の部位とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等の固定具を装着した場合に限りま。 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限りま。 (*2)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。														

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合				
3 用品補償（ゴルフ用品補償特約）	<p>ゴルフ用品の事故 日本国内外におけるゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフ用品の盗難^(注1)およびゴルフクラブの破損・曲損事故^(注2)が起きた場合に、保険金額を限度に修理費等の損害の額をお支払いします。 (注1) 自宅駐車場等、ゴルフ場やゴルフ練習場以外の場所での盗難に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に生じた場合に限り保険金をお支払いします。 (注2) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。</p>	<p>お支払いする保険金の額は、以下に基づき計算します。</p> <table border="1" data-bbox="564 304 1177 383"> <tr> <td>全損の場合</td> <td>再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額</td> </tr> <tr> <td>分損^(注)の場合</td> <td>修理費(ただし、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額を限度とします。)</td> </tr> </table> <p>(注) 全損に至らない場合をいいます。 ※1 お支払いする保険金は、保険期間を通じて保険金額が限度となります。 ※2 盗難事故が発生した場合、警察に届けてください。</p>	全損の場合	再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額	分損 ^(注) の場合	修理費(ただし、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額を限度とします。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 ● 戦争、暴動、地震、噴火、津波、核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 自然の消耗または性質による変質等によって生じた損害 ● ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失 <p>など</p>
全損の場合	再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額						
分損 ^(注) の場合	修理費(ただし、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額を限度とします。)						
4 ホールインワン・アルバトロス費用補償（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約）	<p>ホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき 日本国内のゴルフ場において被保険者が達成した次のI.またはII.のホールインワンまたはアルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>I. 次のア.およびイ.の両方が目撃^(注)したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ等。具体的には次の方をいいます。)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、フン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティーのプレーヤー等</p> <p>※原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払の対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イ.の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>II. 達成証明資料によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ○アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ○1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は、同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ○その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書により証明できるものに限ります。 (注)「目撃」とは、以下の場合をいいます。 ア. ホールインワンの場合 被保険者が第1打で打ったボールがホールに入ったことをその場で確認することをいいます。 イ. アルバトロスの場合 被保険者が基準打数より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホールに入ったことをその場で確認することをいいます。</p>	<p>次の費用のうち実際に支出した額をお支払いします。</p> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。 イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディに対する祝儀 オ. 上記ア～エ.以外のその他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>(ホールインワン・アルバトロス費用補償について)</p> <p>複数の保険にご加入いただいても、お支払額はそのうちの最も高い保険金額が限度となります!</p> </div> <p>※ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額を限度としてお支払いします。 ※引受保険会社がお支払いする保険金は、「最も高い保険金額」から、1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき既にお受け取りになられた保険金を差し引いた残額となり、保険金額を限度とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本国外で達成したホールインワンまたはアルバトロス ● ゴルフ場の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ● ゴルフ場の使用人^(注)が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス <p>など (注) 臨時雇いを含みます。</p>				

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特別約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

★用語については、「用語のご説明」(25～26ページ)をご参照ください。

健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)・団体長期障害所得補償保険

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。
(*)団体総合生活補償保険(MS&AD型)については、疾病入院保険金日額の増額等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。団体長期障害所得補償保険については支払基礎所得額の増額等の補償を拡大することをいいます。
- 親の介護を補償する「介護保険金補償(一時金支払型)特約」がセットされたタイプにご加入される場合、一部取扱いが異なります。
(★)を付した項目については<★親介護補償の取扱い>を必ずご確認ください。

1.健康状況告知の重要性(★)

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。
(注)告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

<★親介護補償の取扱い>

親の介護を補償する「介護保険金補償(一時金支払型)特約」がセットされたタイプにご加入される場合は、基本補償部分の被保険者ご本人が特約被保険者となる方のご回答を代理してご記入・ご署名ください。ご記入にあたっては、特約被保険者となる方にご存知の内容に基づきご回答されるのではなく、必ず特約被保険者となる方に健康状況に関する質問事項とこの書面に記載された事項をすべてご説明いただき、ご回答いただいた内容をそのままご記入ください。

(注)告知時における基本補償部分の被保険者ご本人の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。
「健康状況告知書質問事項回答欄」中の「確認方法」欄に、特約被保険者へのご説明と回答受領にあたり実際に取られた方法を、4つの選択肢からいずれか1つ選択し、○印をご記入ください。

2.正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3.書面によるご回答のお願い

- ・取扱代理店には告知受領権があり、取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・取扱代理店への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことにはなりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4.「健康状況告知書質問事項」に該当される場合(★)

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次のいずれかの取扱いとさせていただきます。

- ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。
- ②ご加入はお引受できません。
注)質問3に該当した場合は、団体長期障害所得補償保険へのご加入はお引受することはできません。

<★親介護補償の取扱い>

親の介護を補償する「介護保険金補償(一時金支払型)特約」の特約被保険者については、「健康状況告知書質問事項」に1つでも該当された場合、介護保険金補償(一時金支払型)特約のご加入をお引受することはできません。上記①のお取扱いはありませんのでご注意ください。

5.現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報のご説明)をご覧ください。
現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6.保険期間の開始前の発病等の取扱い(★)

ご加入をお引受した場合でも、ご加入時^(*)より前に発病した病気^{(**)(***)}(発病日は医師の診断^(***)によります。)については保険金をお支払いしません。このお取扱い^(***)は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

なお、継続加入である場合で、病気を発病した時^(**)が、疾病入院を開始された日^{(**)(***)}からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(団体長期障害所得補償保険)

ただし、保険契約者と協定した内容に、①、②の場合に保険金を支払う旨の定めがある場合、保険金をお支払いすることがあります。

- ①新規加入の場合、保険期間の開始時から遡及して1年以内に、就業障害の原因となった身体障害につき、医師の治療^(**)を受けていなかったとき
 - ②継続加入の場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生時が就業障害となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるとき
- 詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(*)1) 疾病、先進医療に伴う費用または就業不能を補償する加入セットに新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は、疾病保険金については「継続加入してきた最初の疾病を補償する加入セットのご加入時」、先進医療費用保険金については「継続加入してきた最初の先進医療に伴う費用を補償する加入セットのご加入時」、所得補償保険金については「継続加入してきた最初の就業不能を補償する加入セットのご加入時」をいいます。

(**)2) その病気と医学上因果関係がある病気を含まみます。

(**)3) 先進医療費用保険金または所得補償保険金の場合は、「ご加入時^(*)より前に被ったケガまたは発病の開始時^(**)」と読み替えます。

(**)4) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(**)5) 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

(**)6) 先進医療費用保険金または所得補償保険金の場合は、「ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時」と読み替えます。

(**)7) 疾病入院保険金の支払いを伴わない手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(**)8) 先進医療費用保険金の場合は「先進医療を開始された日」、所得補償保険金の場合は「就業不能となられた日」と読み替えます。

(**)9) 診察、検査、投薬を含みます。(団体長期障害所得補償保険)

<★親介護補償の取扱い>

「介護保険金補償(一時金支払型)特約」の特約被保険者については、以下の取扱いとなります。

ご加入をお引受した場合でも、ご加入時^(*)より前にケガ、病気^(**)その他の要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*)1) 親の要介護状態を補償する加入セットに新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、親の要介護状態を補償する加入セットに継続加入される場合は「継続加入してきた最初の親の要介護状態を補償する加入セットのご加入時」をいいます。

(**)2) 要介護状態の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含まみます。

7.その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ(★)

継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。

<★親介護補償の取扱い>

「介護保険金補償(一時金支払型)特約」の特約被保険者については、本取扱いはありません。

【ご注意】

- 現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。
- 新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。
- 保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

重要事項のご説明

契約概要のご説明 (傷害補償 (MS&AD型) 特約および疾病補償特約付団体総合生活補償保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

- ①この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合や病気になられた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	保険期間の開始時点で満1才以上79才以下(新規は69才以下)の方かつ、健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
------------------	--

加入プラン		被保険者の範囲	*加入申込票の被保険者欄記載の方をいいます。
		本人*	
病気とケガの補償 (医療保険)	ケガ	○	
	病気	○	

- ②介護保険金補償(一時金支払型)特約「親介護」の被保険者の範囲は、本人の親のうち、この特約の被保険者として加入申込票の特約被保険者欄に記載された方となります。
 なお、被保険者としてご加入いただける方は、次のすべてに該当する方となります。
 ・本人の血族の親*
 ・保険期間の開始時点で満20才以上84才以下の方
 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
 (*2名(男性1名、女性1名)までご加入できます。

(2) 補償内容

- 保険金をお支払いする場合は「団体総合生活補償保険(MS&AD型)の概要」(2~9ページ)のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。
 ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
 「団体総合生活補償保険(MS&AD型)の概要」(2~9ページ)をご参照ください。
 ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
 「団体総合生活補償保険(MS&AD型)の概要」(2~9ページ)をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「保険の概要」(2~9ページ)をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、「保険期間」(パンフレット裏表紙)および加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましてはパンフレット10~13ページ、「日トータル医療プラン」(パンフレット18ページ)の保険金額欄および普通保険約款・特約等にてご確認ください。
 ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましてはパンフレット10~13ページ、「日トータル医療プラン」(パンフレット18ページ)および加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「保険料の払込方法」(パンフレット裏表紙)をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっております。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】セイレイ興産株式会社 ヤンマー保険事業部
TEL : 06-6376-6275

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)
 受付時間：平 日 9:00~20:00
 土日・祝日 9:00~17:00
 (年末・年始は休業させていただきます。)

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
 事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808(ナビダイヤル(有料))
 受付時間：平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
 (<http://www.sonpo.or.jp/>)

注意喚起情報のご説明 (傷害補償 (MS&AD型) 特約および疾病補償特約付団体総合生活補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面にご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等 (クーリングオフ)

この保険はヤンマー株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) ご加入時における注意事項

(告知義務-加入申込票の記入上の注意事項)

被保険者(補償の対象者)には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票に記載された内容のうち、*印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。

①他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年令」

③被保険者の健康状況告知

【健康状況告知について】

介護保険金補償 (一時金支払型) 特約

【親介護】以外の取扱い

・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

(注)告知時における被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

・健康状況告知の内容によってはご加入をお引受できない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受する場合がありますのであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受した場合でも、ご加入時^{(*)1}より前に発病した病気^{(*)2}/^{(*)3}(発病日は医師の診断^{(*)4}によります。)^{(*)5}については保険金をお支払いしません。このお取扱い^{(*)5}は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、病気を発病した時^{(*)6}が、疾病入院を開始された日^{(*)7}/^{(*)8}からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*)1 疾病、先進医療に伴う費用を補償する加入セットに新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は、疾病保険金については「継続加入してきた最初の疾病を補償する加入セットのご加入時」、所得補償保険金については「継続加入してきた最初の就業不能を補償する加入セットのご加入時」、先進医療費用保険金については「継続加入してきた最初の先進医療に伴う費用を補償する加入セットのご加入時」をいいます。

(*)2 その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

(*)3 先進医療費用保険金または所得補償保険金の場合は、「ご加入時^{(*)1}より前に被ったケガまたは発病した病気^{(*)2}」と読み替えます。

(*)4 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(*)5 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

(*)6 先進医療費用保険金または所得補償保険金の場合は、「ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時」と読み替えます。

(*)7 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(*)8 先進医療費用保険金の場合は「先進医療を開始された日」、所得補償保険金の場合は「就業不能となられた日」と読み替えます。

介護保険金補償 (一時金支払型) 特約

【親介護】の取扱い

・健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項(親介護専用))に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、基本補償部分の被保険者ご本人が特約被保険者となる方のご回答を代理してご記入・ご署名ください。ご記入にあたっては、特約被保険者となる方についてご存知の内容に基づきご回答されるのではなく、必ず特約被保険者となる方に健康状況に関する質問事項とこの書面に記載された事項をすべてご説明いただき、ご回答いただいた内容をそのままご記入ください。

(注)告知時における基本補償部分の被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

・健康状況告知の内容によっては、この特約のご加入をお引受できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受した場合でも、ご加入時^{(*)1}より前にケガ、病気^{(*)2}その他の要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いすることがあります。

(*)1 親の要介護状態を補償する加入セットに新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、親の要介護状態を補償する加入セットに継続加入される場合は「継続加入してきた最初の親の要介護状態を補償する加入セットのご加入時」をいいます。
(*)2 要介護状態の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

(2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをしていただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをしていただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書等の提出が必要となります。
 (*) 保険契約: その被保険者に係る部分に限ります。

■特約の補償重複

次表の特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。^(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(MS&AD型) 葬祭費用補償特約	他の傷害保険 葬祭費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、「保険料の払込方法」(パンフレット裏表紙)記載の方法により払込みください。「保険料の払込方法」(パンフレット裏表紙)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「保険の概要」(2～9ページ)をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、「保険料の払込方法」(パンフレット裏表紙)記載の方法により払込みください。「保険料の払込方法」(パンフレット裏表紙)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が生じ、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。



・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご注意ください」(27ページ)をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

28ページをご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくなく、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に生じている病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】セイレイ興産株式会社 ヤンマー保険事業部
TEL : 06-6376-6275

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)
 受付時間: 平日 9:00~20:00
 土日・祝日 9:00~17:00
 (年末・年始は休業させていただきます。)

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
 事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808(ナビダイヤル(有料))
 受付時間: 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
 (http://www.sonpo.or.jp/)

重要事項のご説明

契約概要のご説明 (傷害補償 (標準型) 特約付団体総合生活補償保険・団体長期障害所得補償保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

(団体総合生活補償保険 (標準型))

①この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。保険金が支払われる事故の種類によって商品をお選びいただくことができます。特約をセットすることで、日常生活における賠償責任事故を補償することも可能です。

	被保険者の範囲	
	本人 ^(*)	
2A・1Jセット	○	

保険金が支払われる事故の種類によって次の特約をセットします。

	保険金が支払われる事故 (○:補償対象×:補償対象外)	
	右記以外	交通事故
2Aセット	○	○
1Jセット	×	○

- ②個人賠償責任危険補償特約の被保険者の範囲は、次のとおりとなります。
- (a)本人^(*) (b)本人^(*)の配偶者
 - (c)同居の親族(本人^(*)またはその配偶者と同居の、本人^(*)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)
 - (d)別居の未婚の子(本人^(*)またはその配偶者と別居の、本人^(*)またはその配偶者の未婚の子)
 - (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方^(**)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
- (*)1)加入申込票の被保険者欄記載の方をいいます。
 (**)2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注)同居/別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(団体長期障害所得補償保険)

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	現在お働きになっている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、保険期間開始時点で満18才以上満59才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄に記載の方

(2) 補償内容

保険金をお支払う場合は「団体総合生活補償保険(標準型)の概要」(10~11ページ)、「団体長期障害所得補償保険の概要」(12~13ページ)のとおりです。詳細は普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険は、保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

- ①保険金をお支払う場合(支払事由)と保険金のお支払額
「団体総合生活補償保険(標準型)の概要」(10~11ページ)、「団体長期障害所得補償保険の概要」(12~13ページ)をご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
「団体総合生活補償保険(標準型)の概要」(10~11ページ)、「団体長期障害所得補償保険の概要」(12~13ページ)をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「団体総合生活補償保険(標準型)の概要」(10~11ページ)、「団体長期障害所得補償保険の概要」(12~13ページ)をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票および「保険期間」(パンフレット裏表紙)にてご確認ください。

(5) 引受条件

(団体総合生活補償保険 (標準型))

- ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)」〈ご契約の引受範囲〉〈ご契約の引受範囲外〉をご参照ください。

- ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、「保険料と保険金額」(パンフレット8~9ページ)および普通保険約款・特約等にてご確認ください。
・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年取などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

(団体長期障害所得補償保険)

- ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、「保険料と保険金額」(パンフレット17ページ)にてご確認ください。
・平均月間所得額の40%以内の一定額で設定してください。

2. 保険料

(団体総合生活補償保険 (標準型))

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「保険料と保険金額」(パンフレット8~9ページ)および加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

(団体長期障害所得補償保険)

保険料は支払基礎所得額・年齢・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「保険料と保険金額」(パンフレット17ページ)および加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「保険料の払込方法」はパンフレット裏表紙をご参照ください。
 なお、分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。(団体長期障害所得補償保険を除く)

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】セイレイ興産株式会社 ヤンマー保険事業部
TEL : 06-6376-6275

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)
 受付時間：平 日 9:00~20:00
 土日・祝日 9:00~17:00
 (年末・年始は休業させていただきます。)

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
 事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808【ナビダイヤル(有料)】
 受付時間：平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
 (http://www.sonpo.or.jp/)

注意喚起情報のご説明 (傷害補償 (標準型) 特約付団体総合生活補償保険・団体長期障害所得補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等 (クーリングオフ)

この保険はヤンマー株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) ご加入時における注意事項

(告知義務-加入申込票の記入上の注意事項)

被保険者(補償の対象者)には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります)。加入申込票に記載された内容のうち、*印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。

「団体総合生活補償保険(標準型)」のご加入では次の事項について十分ご注意ください。

- ①被保険者の「職業・職務」(1Jセットを除きます。)
- ②他の保険契約等^(*)に関する情報
(*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

「団体長期障害所得補償保険」のご加入では次の事項について十分ご注意ください。

- ①他の保険契約等^(*)に関する情報
(*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」、「年令」、「性別」
- ③被保険者の健康状況告知

【健康状況告知について】

(団体長期障害所得補償保険のみ)

- ・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。
- ・健康状況告知の内容によってはご加入をお引受できない場合、または、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ご加入をお引受した場合でも、ご加入時⁽¹⁾より前に発病した病気⁽²⁾(発病日は医師の診断⁽³⁾によります。)*または発生した事故によるケガについては、事前に保険契約者と協定した内容により、保険金をお支払いしません。このお取扱い⁽⁴⁾は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

ただし、保険契約者と協定した内容に、①、②の場合に保険金を支払う旨の定めがある場合、保険金をお支払いすることがあります。

- ①新規加入の場合、保険期間の開始時から遡及して1年以内に、就業障害の原因となった身体障害につき、医師の治療⁽⁵⁾を受けていなかったとき
- ②継続加入の場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業障害となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるとき

詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

- (*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (*)2 就業障害の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。
- (*)3 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- (*)4 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご契約した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。
- (*)5 診察、検査、投薬を含みます。

(2) ご加入後における注意事項 (通知義務等)

(団体総合生活補償保険(標準型))(1Jセットを除きます。)

- ご加入後、被保険者に次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減しお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

ご契約の引受範囲
下記以外の職業

ご契約の引受範囲外
プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(3) その他の注意事項

【団体総合生活補償保険(標準型)】

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金
傷 害 死 亡 保 険 金	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
上 記 以 外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができません。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができません。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
(*) 保険契約…その被保険者に係る部分に限ります。

【団体長期障害所得補償保険】

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

- 保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。
- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月額額が著しく減少した場合は、取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月額額まで減額することができます。

●被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者と別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

(*)保険契約…その被保険者に係る部分に限ります。

【団体総合生活補償保険(標準型)】【団体長期障害所得補償保険】

●補償重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険(標準型)、団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(団体総合生活補償保険(標準型))、支払基礎所得額(団体長期障害所得補償保険)をご確認いただき、加入の可否をご判断いただいたうえでご加入ください。

(注) 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったときなどは、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(標準型) 個人賠償責任保険金	自動車保険日常生活賠償特約
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、「保険料の払込方法」(パンフレット裏表紙)記載の方法により払込みください。「保険料の払込方法」(パンフレット裏表紙)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「団体総合生活補償保険(標準型)の概要」(10～11ページ)、「団体長期障害所得補償保険の概要」(12～13ページ)をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および、団体長期障害所得補償保険の場合は協定書に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。(団体総合生活補償保険(標準型)のみ)
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、「保険料の払込方法」(パンフレット裏表紙)記載の方法により払込みください。「保険料の払込方法」(パンフレット裏表紙)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が生じ、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。(団体総合生活補償保険(標準型)のみ)

6. 失効について

(団体総合生活補償保険(標準型))

ご加入後に被保険者が死亡された場合は、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

(団体長期障害所得補償保険)

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご注意くださいこと」(27ページ)をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「個人情報の取扱いについて」(28ページ)をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

(団体長期障害所得補償保険のみ)

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(団体長期障害所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に生じている病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】セイレイ興産株式会社 ヤンマー保険事業部
TEL : 06-6376-6275

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)
受付時間：平 日 9:00～20:00
土日・祝日 9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます。)

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808(ナビダイヤル(有料))
受付時間：平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

重要事項のご説明

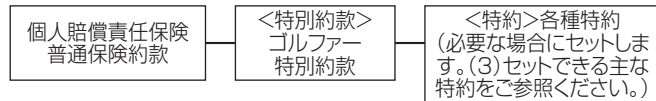
この書面ではゴルフ保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。
ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特別約款および特約によって定まります。普通保険約款・特別約款および特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。
申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。
※加入申込票への署名は、この書面の受領印を兼ねています。

契約概要のご説明 (ゴルフ保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み (保険の種類 ゴルフ保険)



(2) 補償内容

- 被保険者
記名被保険者のみが被保険者となります。
- 保険金をお支払いする主な場合
「ゴルフ保険の概要」(14～15ページ)をご参照ください。
- お支払いする保険金
「ゴルフ保険の概要」(14～15ページ)をご参照ください。
- 保険金をお支払いしない主な場合等
「ゴルフ保険の概要」(14～15ページ)をご参照ください。「ゴルフ保険の概要」(14～15ページ)記載の免責事由以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特別約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

(3) セットできる主な特約

セットできる主な特約は「ゴルフ保険の概要」(14～15ページ)をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「保険期間」(パンフレット裏表紙)または加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件 (支払限度額・保険金額、免責金額の設定)

「保険料と支払限度額/保険金額」(パンフレット14ページ)をご参照ください。

2. 保険料

保険料は、支払限度額・保険金額、免責金額、保険期間等によって決まります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「保険料と支払限度額/保険金額」(パンフレット14ページ)または加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「保険料の支払方法」(パンフレット裏表紙)をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただきます。
注意喚起情報のご説明の「6.解約と解約返れい金」(24ページ)をご参照ください。

注意喚起情報のご説明 (ゴルフ保険)

- ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等 (クーリングオフ)

この保険は、ヤンマー株式会社から保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

～ご加入申込時の注意事項、ご加入後にご連絡いただくべき事項(通知義務)～

特にご注意ください

(1) ご加入時の注意事項 (告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)

被保険者には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

特にご注意ください

(2) ご加入後にご連絡いただくべき事項 (通知事項等)

この保険には通知義務の対象となる項目は存在しません。なお、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ①加入者証記載の住所または電話番号を変更した場合
- ②上記のほか、特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

(3) その他の注意事項

傷害補償特約の被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は保険契約者に対し傷害補償特約⁽²⁾の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は傷害補償特約⁽²⁾を解約しなければなりません。

- ①傷害補償特約⁽²⁾の被保険者となることについて、同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、以下のいずれかに該当する行為があった場合
◇引受保険会社に傷害補償特約⁽²⁾に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
◇保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、傷害補償特約⁽²⁾の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、傷害補償特約⁽²⁾の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に傷害補償特約⁽²⁾の解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書等が必要となります。
(注)その被保険者にかかわる部分に限ります。

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。
保険料は、「保険料の払込方法」(パンフレット裏表紙)に記載の方法により払い込んでください。保険期間が始まった後であっても、**払込みを怠った場合、始期日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。**

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「ゴルフ保険の概要」(14～15ページ)をご参照ください。「ゴルフ保険の概要」(14～15ページ)記載の免責事由以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特別約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合があります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(3) 失効について

被保険者が死亡された場合、このご加入は失効します。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、「保険料の払込方法」(パンフレット裏表紙)に記載された方法により払込みください。「保険料の払込方法」(パンフレット裏表紙)に記載の方法により払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■脱退(解約)の条件により、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(図をご参照ください。)分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。



■始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいたときには、その保険料をお払込みいただく必要があります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご注意いただきたいこと」(27ページ)をご参照ください。

8. 補償の重複

次表の特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(ゴルフ保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の可否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。^(注)

(注)1 契約のみに特約をセットした場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となるときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	ゴルフ保険 賠償責任補償	自動車保険 日常生活賠償特約
②	ゴルフ保険 ゴルフ用品補償特約	傷害保険 携行品特約
③	ゴルフ保険 ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約	GKケガの保険 ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約

9. 個人情報の取扱いについて

「個人情報の取扱いについて」(28ページ)をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】セイレイ興産株式会社 ヤンマー保険事業部
TEL : 06-6376-6275

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)
受付時間：平 日 9:00~20:00
土日・祝日 9:00~17:00
(年末・年始は休業させていただきます。)

万一、ケガをされたり、病気になる場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808(ナビダイヤル(有料))

受付時間：平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

その他のご説明(ゴルフ保険)

- ご加入に際してご確認くださいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. お申込み時にご注意いただきたいこと

～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

(1) 取扱代理店の権限

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

(2) ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

- 著しく保険金請求の頻度が高い等、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

(3) 共同保険

パンフレット裏表紙をご参照ください。

2. お申込み後にご注意いただきたいこと

～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

(1) 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

特にご注意ください

(2) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」は行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

3. 事故等が起こった場合の手続

(1) 事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。また、ホールインワンまたはアルバトロスを達成された際にも、ご連絡をお願いします。

- ①ケガ人の救護(救急車は119番)
- ②損害の発生および拡大の防止
- ③盗難事故の場合、警察へ連絡(警察は110番)
- ④相手の確認
- ⑤目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24 時間 365 日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)へ
事故は いち早く

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、下表の「●」を付している書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

- ※1 ご提出をいただく書類には「●」を付しています。「-」が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。
- ※2 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、下表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。
- ※3 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、下表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	補償項目 書類の例	賠償 責任補償	傷害 補償	用品 補償	ホールの7割 [※] に費用補償
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書	●	●	●	●
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注)事故発生時の状況・日時・場所、事故原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用に関する領収書・明細書	●	●	●	●
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類					
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本				
②他人の財物損壊(損壊財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄(抄)本、全部(個人)事項証明書	●	-	-	-
③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書				
(4) 身体障害、ケガの発生およびその額を確認する書類					
①死亡事故であることを確認する書類	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本				
②後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類	-	●	-	-
③その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類	引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、入院・通院状況申告書、治療費の領収書、診療報酬明細書、調査に関する同意書				
(5) 損害が生じた物の価額、損害の額または費用の額を確認する書類					
①損害が生じた物の価額を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ	●	-	●	-
②損害の額、費用の額およびその支出を確認する書類	修理見積書・請求書・領収書、調査に関する同意書				
(6) ホールインワンまたはアルパトロスの発生および慣習費用の額を確認する書類					
①ホールインワンまたはアルパトロスの発生を確認する書類	引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書、ビデオ映像テープ・スコアカード(写)・公式競技会の当日の成績表等ホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に証明するための資料および書類	-	-	-	●
②慣習費用の額を確認する書類	ホールインワン・アルパトロス費用内訳明細書、費用の支出を示す領収書、プリペイドカード(写)				
(7) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類					
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書				
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書				
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知	●	●	●	●
④第三者の加害行為、共同不法行為の場合等に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書				
⑤保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書				

■重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、被保険者の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金を請求できる場合があります(「代理請求人制度」)。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

●用語のご説明

用語	説明
ア行 アルパトロス	ホールインワン以外で、それぞれのホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
方行 解約日	保険期間の途中で保険契約が解約された日をいいます。
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
記名被保険者	加入者証に記載された被保険者をいいます。加入申込票および加入者証の記名被保険者欄に記載されます(記名被保険者欄が空欄の場合は、申込人本人を記名被保険者として設定されたものとみなします。)
頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 ^(注) を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設をいいます。ただし、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上有するものをいいます。
ゴルフ用品	被保険者が所有する加入者証記載のゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設計された物、被服類およびそれらを収容するバッグ類をいいます。ただしゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布等の携行品は、ゴルフ用品に含みません。
サ行 再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
支払限度額・保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に引受保険会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
修理費	損害が生じた地および時において、ゴルフ用品を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
全損	損害の額または修理費が、保険価額以上となる場合をいいます。
夕行 達成証明資料	ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。
治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
特別約款・特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
ナ行 入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ハ行 配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書	「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目標とした第三者 (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 ※公式競技で達成されたホールインワンまたはアルバトロスについては、前記(a)または(b)のいずれかの方の署名または記名・押印は不要です。 ※達成証明資料によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明できる場合には、前記(b)の方の署名または記名・押印は不要です。この場合、達成証明資料の提出が必要となります。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方または補償の対象となる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険価額	ゴルフ用品に損害が生じた地および時におけるゴルフ用品の価額をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、加入者証記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款・特別約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金額をいいます。
保険契約者	引受保険会社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。
ホールインワン	それぞれのホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
マ行 満期日	保険期間の末日をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

【ご注意ください】

【団体総合生活補償保険（標準型・MS&AD型）・団体長期障害所得補償保険】

- この保険はヤンマー株式会社が保険契約者となる団体契約です。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- <自動継続の取扱いについて>
前年のご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(ご年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)
- <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>
保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- <保険金支払いの履行期>
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(*)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(**)を終えて保険金をお支払いします。^(***)
(*) 1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
(**) 2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
(***) 3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- <保険金のご請求時にご提出いただく書類>
被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料 ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等) ・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ・死亡診断書 ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類 ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類 ・休業・所得証明書 ・所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書等)
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、個人賠償責任危険補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任危険補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●<代理請求人について>

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいけない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

健康状況告知書質問事項の疾病・症状一覧表のA欄に記載された疾病等により、保険金を支払った場合は、翌年度以降、その被保険者は継続できません。(団体長期障害所得補償保険のみ)

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定^(※1)、就業不能期間の認定^(※2)、就業障害である期間の認定^(※3)にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

(※1) 団体総合生活補償保険(標準型)の場合

(※2) 団体総合生活補償保険(MS&AD型)の所得補償(MS&AD型)特約の場合

(※3) 団体長期障害所得補償保険の場合

●傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。

●傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。

●<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。団体総合生活補償保険(標準型)の場合は、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また団体長期障害所得補償保険の場合は、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)の場合は、引受保険会社が破綻した場合でも、以下のとおり補償されます。

【疾病保険金、疾病長期入院保険金】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【傷害保険金、傷害長期入院保険金】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故及び破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の保険金】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●<税法上の取扱い>(平成28年6月現在)

(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

●お支払いいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。

(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

(団体長期障害所得補償保険)

●お支払いいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

●保険料はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果本案内と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

[ゴルファー保険]

●この保険はヤンマー株式会社が保険契約者となる団体契約です。

●保険会社破綻時等の取扱い

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)

・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

●<自動継続の取扱いについて>

前年からお加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

ご加入内容確認事項重要事項のご説明

(団体総合生活補償保険(標準型・MS&AD型)、団体長期障害所得補償保険(GLTD))

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。**

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただけますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

<p>皆さまがご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか? ● 加入申込票の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか? または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか? ● 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか? *ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。 ● 被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか? ● 新規にご加入いただく場合や、疾病にかかわる補償が拡大されるセットに変更される場合は、被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか?
<p>右記に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「団体総合生活補償保険(MS&AD型)の所得補償(MS&AD型)特約・団体長期障害所得補償保険をお申込みの場合のみ」ご確認ください。 ・ 保険金額または支払基礎所得額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の40%以下となるような口数でお申込みされていますか? ● 「団体総合生活補償保険(MS&AD型)の所得補償(MS&AD型)特約・団体長期障害所得補償保険で健康状況告知をしていた場合のみ」ご確認ください。 ・ 被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか?

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務の変更 など)
- 既にご加入されているがご継続されない場合

ゴルフ保険

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、ご加入いただく保険契約がお客さまのご希望にそった内容であることを確認させていただくために必要な事項です。お手数ですが、次の①～④の項目について「今回ご加入の保険契約」がお客さまのご希望にそった内容となっていること、ならびに、他の保険契約との重複について「加入申込票」、「本パンフレット」等でご確認ください。

- ① 保険の種類、補償内容、セットしている特約
- ② 支払限度額(保険金額)
- ③ 被保険者の範囲
- ④ 保険期間

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

② 提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○ 契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○ 再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。